

栃木県益子町議会

事績 1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

(1) 議会活性化の取り組み

平成27年から平成29年にかけて、議会の活性化を目指し議会基本条例をはじめ、議会運営委員会運営規程、全員協議会に関する規程、陳情及び請願の取扱いに関する規程等を制定し、議会及び議員活動活性化に関する事項の所管は議会運営委員会と明確にした。

また、全員協議会を法96条第2項による議決事項の追加の代わりに十分議論できる場として位置づけた。全員協議会の前半は執行部からの報告が中心となるが、後半では毎月行っている常任委員会の報告をすることで双方の審議内容の共通理解を図ると共に、議員間討議の場として討議を行っている。請願・陳情についても常任委員会付託によりすべて審議し、本会議で諮っている。

(2) 一般質問の活性化

一般質問の人数は、平成27年以降年間26～28名で推移しており、議長及び監査委員以外の議員が行っている。ほぼ毎回行う議員も少なくない。一問一答に徹するよう喚起しており、紙面の限られた議会だよりに掲載する際も質問をまとめないよう促している。反問権に関する規程の制定により質問の意図の齟齬がなくなった。

(3) 予算執行等の監視機能

議案不可分の原則に基づき、常任委員会に付託していた当初予算及び決算審議について、予算審査特別委員会を設置したり、本会議場で集中審議したり試行錯誤を繰り返し、現在は本会議審議を基本とし、最終質疑の前に休会日を設けて全員協議会で協議している。決算だけではなく、当初予算についても附属資料の提供を求めた。

(4) 議員の資質向上

議長及び副議長選挙に係る所信表明実施規程を制定したことで、議長等の選挙にあたり所信表明を行い、本人の意思や責任感を明確にできるようになった。さらに政治倫理条例や議員の身上等の届出に関する規程等で自らの立場を自覚し、行動に責任を持ち、資質向上に努めている。

事績 2 住民に開かれた議会

(1) 議会報告会及び意見交換会の開催

平成29年4月1日から議会基本条例が施行され、広報広聴常任委員会が議会報告会を企画運営している。議会の仕組み説明後、決算認定等の審議内容を報告するほか意見交換会を開催し、町民からの意見を集約。ホームページに掲載するほか、各常任委員会に付託審議され、審議結果は随時議会だよりで町民に周知している。各種団体との意見交換会も定期的実施している。今後は自治会等に出向いての議会報告会も取り入れる予定。

(2) 議会だよりの改善

平成29年6月定例会分より紙面をリニューアルし企画も一新、『町民の声』を掲載するほか、議会報告会の周知や結果報告にも努めている。閉会中の委員会活動の審議内容もすべて掲載している。読んでもらえる広報紙にするため、見やすい紙面、わかりやすいレイアウト、文字数の削減を目指している。

(3) ホームページの活用

議会報告会での住民からの意見の集約や議会だよりのほか、議長交際費や政務活動費についても掲載。議会に関する例規等も閲覧しやすいよう一覧にまとめた。議会の日程については、付議事件表・審議予定表・一般質問通告書をHPに掲載するほか、『とちぎテレビ』のデータ放送も活用し周知に努めている。また、会議録の閲覧システムについては今年度からスマートフォン対応システムに移行した。

(4) 議会傍聴の推進

手続きを簡素化し、傍聴券を受け取るだけで傍聴を可能とした。議案書や予算書の貸出もしている。現在は1階ホールで傍聴できるようカメラ設置を進めている。

(5) 模擬議会の開催

今年度から子ども議会が再開され、小学5年生から中学3年生が交替で一般質問を行う。今年度が小学5～6年生が行い、再質問にも挑戦する。議会への意識・関心を育む機会である。

(6) 議場コンサートの開催

平成27年、28年に続き、今年度も12月定例会初日の開会前のひとときに議場コンサートを行う。議員や傍聴者も一緒に町民のうたを合唱する。